

助けあいネットワークで専門家と連携めざした一年間

今年も間もなく終わりを迎えます。コロナ禍に翻弄された一年で、さまざまな相談が寄せられました。

高齢化社会の進行で老後の不安を抱える方からのご相談。あるいは、ご両親の生活を心配したご家族からのご相談。失業などで住宅ローンが支払い困難となり新たな生活を必要とされた方からのご依頼。不動産にまつわる数々のトラブル相談など、弁護士をはじめとする多くの専門家と連携し解決のお手伝いをさせていただきました。生活者の目線で依頼者に寄り添い、生活再建のお手伝いも心掛け取り組みました。

新年こそは、希望の持てる年にしたいものです。「助けあいネットワーク」の更なる発展をめざして努力します。

高齢者売主様に寄り添った売却相談

市議会議員さんのご紹介で相談者Aさんからの不動産の査定の依頼がありました。

Aさんは、以前もう一社に査定をしてもらいましたがその金額が妥当なのか含めて教えてほしいというものでした。当社で査定をして査定金額も伝えたところ、もう一社とは全く査定金額が違ふとのことでした。詳しく話を聞くと、もう一社の査定では最終的には全く手元にお金が残らないという内容で、その後売主様で調べたところ免許も持っていない会社であるということが分かりました。

当社では、税金の説明、査定書や売却諸経費や各種見積りなども作成してAさんに

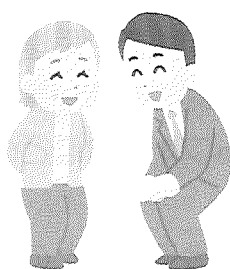
お渡ししていたので信頼していただき、その後も様々な相談をいただきました。

Aさんは高齢でもあったので

①不動産業者にもいろいろな不動産業者がいるので免許がある不動産業者であるか
②売主様が知りたい情報（査定書や見積もりなどの詳しい資料）など情報を鮮明に出す会社か

③売却については、ご家族などの意見ももらいながら不動産を売却する業者を選定していったら良いのではないかとアドバイスさせていただきました。

その後、Aさんはご家族とも相談して当社で不動産の売却を進めるということになりました。

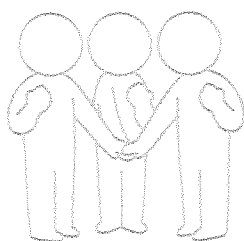


借地権売買での助けあいネットワークでの専門家との連携

親から相続を受けた建物に住んでいるBさん。土地は借地で地代を払っていましたが、地主さんから立退きを求められて弁護士さんへ相談に。

弁護士さんから当社に査定の依頼があり、借地権価格の査定を行いました。弁護士さんの交渉により地主さんとの間で借地権売買の契約を交わすことができました。

最近、札幌市の土地価格が高騰している為か借地権価格がかなり高額になりました。当社は、Bさんの転居先として中古マンション購入の仲介をさせて頂きました。借地上の建物の解体、建物内の荷物処分、新たな購入マンションをグループ会社の共同舎に、建物解体後に行う必要がある滅失登記は土地家屋調査士さんに、居住していた建物の借地権を売買することでBさんに発生する税金を軽減する相談を税理士さんに依頼し、様々な専門家の協力のもと借地権売買、建物解体、滅失登記、新居購入と終えることができました。



北 嶺 通 信

建築・リフォームは…

北嶺グループ ㈱共同舎へ

2022年
11・12月

NO.86

北嶺不動産有限公司

札幌市東区北31条東17丁目5番24号
T (011) 783-5667 F (011) 783-5768
E-mail hokurei1985@topaz.ocn.ne.jp
URL <http://hokurei-fudousan.co.jp>

※裏面もご覧ください。